

総社市告示第 88 号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成 28 年総社市告示第 131 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 20 日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。  
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 4 条・第 5 条関係） 指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）				別表第 1（第 4 条・第 5 条関係） 指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			
サービス名	費用単位数	1 単位当 たりの単 価（円）		サービス名	費用単位数	1 単位当 たりの単 価（円）	
旧介護予防 訪問サービ ス	1 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,172 単位</u> （1 月につ き） 2 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,342 単位</u> （1 月につ き） 3 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,715 単位</u> （1 月につ き） 注 1 利用者に対して、旧介護予防訪問サー ビス事業所（総社市旧介護予防訪問サー ビスの事業の人員，設備及び運営に関す る基準等を定める規則（以下「旧介護予 防訪問規則」という。）第 4 条第 1 項に 規定する旧訪問サービス事業所をいう。 以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規 定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）	10.0		旧介護予防 訪問サービ ス	1 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,168 単位</u> （1 月につ き） 2 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,335 単位</u> （1 月につ き） 3 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,704 単位</u> （1 月につ き） 注 1 利用者に対して、旧介護予防訪問サー ビス事業所（総社市旧介護予防訪問サー ビスの事業の人員，設備及び運営に関す る基準等を定める規則（以下「旧介護予 防訪問規則」という。）第 4 条第 1 項に 規定する旧訪問サービス事業所をいう。 以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規 定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）	10.0	

改正後		改正前	
	<p>が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護（旧介護予防訪問規則第3条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において(2)に掲げる回数を超えて旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者）</p>		<p>が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護（旧介護予防訪問規則第3条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において(2)に掲げる回数を超えて旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者）</p> <p>2 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第33条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号。以下「旧利用者告示」という。）第74号の規定により準用する同告示第2号の規定</u></p>

改正後			改正前		
	<p>2 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第31条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「旧地域告示」という。）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の</p>			<p><u>に該当するサービス提供責任者（旧介護予防訪問規則第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している旧介護予防訪問サービス事業所において、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>3 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。</p> <p>4 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第31条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「旧地域告示」という。）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の</p>	

改 正 後		改 正 前	
	<p>15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第 29 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「旧中山間地域告示」という。）第 1 号の規定に該当する地域に所在し、かつ、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第 35 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）第 68 号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第 68 号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>5 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、旧中山間地域告示第 2 号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第 9 条に規定する通常</p>		<p>15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 29 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「旧中山間地域告示」という。）第 1 号の規定に該当する地域に所在し、かつ、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 35 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）第 68 号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第 68 号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>6 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、旧中山間地域告示第 2 号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第 9 条に規定する通常</p>

改正後		改正前	
	<p>の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>7 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 生活援助従事者研修の修了者(施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者)が身体介護に従事した場合は、当該月において1から3までは算定しない。</p>		<p>の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>9 生活援助従事者研修の修了者(施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者)が身体介護に従事した場合は、当該月において1から3までは算定しない。</p>
4 初回加算 200単位	<p>注 旧介護予防訪問サービス事業所において、新規に旧介護予防訪問サービス計画(旧介護予防訪問規則第40条第1項第2号に規定する旧介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第33条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「旧利</u></p>	4 初回加算 200単位	<p>注 旧介護予防訪問サービス事業所において、新規に旧介護予防訪問サービス計画(旧介護予防訪問規則第40条第1項第2号に規定する旧介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、<u>サービス提供責任者が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合又は当該旧介護予防訪問サービス事業所のその他の</u></p>

改正後		改正前	
	<p>用者告示」という。)第74号の規定により準用する同告示第2号の規定に該当するサービス提供責任者(旧介護予防訪問規則第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合又は当該旧介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>		<p>訪問介護員等が初回若しくは初回の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った日の属する月に旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>
	略		略
	<p>6 介護職員処遇改善加算 注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生</p>		<p>6 介護職員処遇改善加算 注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)</p>

改正後		改正前	
	<p>労働大臣が定める期日までの間), 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし, 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては, 次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>		<p>及び (5) については, 別に厚生労働大臣が定める期日までの間), 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし, 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては, 次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>
	<p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号の 2 の基準(この場合において, 同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が, 利用者に対し, 旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は, 当該基準に掲げる区分</p>		

改正後			改正前		
	<p>に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>				
旧介護予防通所サービス	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>1,655 単位 (1月につき)</u></p> <p>(2) 要支援2 <u>3,393 単位 (1月につき)</u></p> <p>注1 旧介護予防通所サービス事業所（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防通所規則」という。）第4条第1項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、旧介護予防通所サービス事業通所介護（旧介護予防通所規則第3条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第4条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第</p>	10.0	旧介護予防通所サービス	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>1,647 単位</u></p> <p>(2) 要支援2 <u>3,377 単位</u></p> <p>注1 旧介護予防通所サービス事業所（総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防通所規則」という。）第4条第1項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、旧介護予防通所サービス事業通所介護（旧介護予防通所規則第3条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）第4条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等</p>	10.0



改正後		改正前	
	<p>27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、旧地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 旧基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</p> <p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型</p>		<p>の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、旧地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 旧基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</p> <p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型</p>

改正後		改正前	
	<p>共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>		<p>共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>
	略		略
	<p>11 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通</p>		<p>11 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通</p>

改正後		改正前	
<p>所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和3年3月31日</u>までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>			<p>所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>平成33年3月31日</u>までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から10までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>
<p>12 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 基準告示第6号の2の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる</p>			

改正後			改正前		
	<p>区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>				
基準緩和通所サービス	<p>1 通所型サービスA費（所要時間2時間以上3時間未満）</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>287単位</u>（1日につき）</p> <p>(2) 要支援2 <u>294単位</u>（1日につき）</p> <p>注1 緩和通所サービス事業所（総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「緩和通所規則」という。）第4条第1項に規定する緩和サービス事業所をいう。以下同じ。）において、緩和通所サービス事業通所介護（緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養</p>	10.0	基準緩和通所サービス	<p>1 通所型サービスA費（所要時間2時間以上3時間未満）</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>285単位</u>（1日につき）</p> <p>(2) 要支援2 <u>292単位</u>（1日につき）</p> <p>注1 緩和通所サービス事業所（総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「緩和通所規則」という。）第4条第1項に規定する緩和サービス事業所をいう。以下同じ。）において、緩和通所サービス事業通所介護（緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養</p>	10.0

改正後		改正前	
<p>介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。</p> <p>3 緩和通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、3の減算対象となっている場合は、この限りでない。</p>		<p>介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。</p> <p>3 緩和通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、3の減算対象となっている場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（4）</p>		<p>2 介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（4）</p>	

改正後			改正前		
	<p>及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>			<p>及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
短期集中通所サービス	<p>1 通所型サービスC費 <u>440 単位</u> (1日につき)</p> <p>注1 短期通所サービス事業所(総社市短期集中通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「短期通所規則」という。)第4条第1項に規定する短期サービス事業所をいう。以下同じ。)において、短期通所サービス事業通所介護(短期通所規則第3条に規定する短期サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数</p>	10.0	短期集中通所サービス	<p>1 通所型サービスC費 <u>432 単位</u> (1日につき)</p> <p>注1 短期通所サービス事業所(総社市短期集中通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「短期通所規則」という。)第4条第1項に規定する短期サービス事業所をいう。以下同じ。)において、短期通所サービス事業通所介護(短期通所規則第3条に規定する短期サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数</p>	10.0

改正後		改正前	
	<p>又は看護職員若しくは作業療法士，理学療法士又は介護職員の員数が，通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準（この場合において，同号中「看護職員又は介護職員」とあるのは「看護職員若しくは作業療法士，理学療法士又は介護職員」と読み替えるものとする。）に該当する場合は，同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が短期通所サービス事業通所介護以外の第 1 号通所事業，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は，通所型サービス C 費は算定しない。</p> <p>3 利用者が一の短期通所サービス事業所において短期通所サービス事業通所介護を受けている間は，当該短期通所サービス事業所以外の短期通所サービス事業所が短期通所サービス事業通所介護を行った場合に，通所型サービス C 費は算定しない。</p> <p>4 短期通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は短期通所サービス事業所と同一建物から当該短期通所サービス事業所に通う者に対し，短期通所サービス事業通所介護を行った場合は，1 日につき 94 単位を所定単位数から減算する。ただし，傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合</p>		<p>又は看護職員若しくは作業療法士，理学療法士又は介護職員の員数が，通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準（この場合において，同号中「看護職員又は介護職員」とあるのは「看護職員若しくは作業療法士，理学療法士又は介護職員」と読み替えるものとする。）に該当する場合は，同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が短期通所サービス事業通所介護以外の第 1 号通所事業，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は，通所型サービス C 費は算定しない。</p> <p>3 利用者が一の短期通所サービス事業所において短期通所サービス事業通所介護を受けている間は，当該短期通所サービス事業所以外の短期通所サービス事業所が短期通所サービス事業通所介護を行った場合に，通所型サービス C 費は算定しない。</p> <p>4 短期通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は短期通所サービス事業所と同一建物から当該短期通所サービス事業所に通う者に対し，短期通所サービス事業通所介護を行った場合は，1 日につき 94 単位を所定単位数から減算する。ただし，傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合</p>

改正後			改正前		
		は、この限りでない。			は、この限りでない。
		略			略
別表第2（第4条関係） 支給限度基準額			別表第2（第4条関係） 支給限度基準額		
利用者		支給限度基準額に係る単位数	利用者		支給限度基準額に係る単位数
要支援認定者	要支援1	5,032 単位 (1月につき)	要支援認定者	要支援1	5,003 単位 (1月につき)
	要支援2	10,531 単位 (1月につき)		要支援2	10,473 単位 (1月につき)
事業対象者		5,032 単位 (1月につき) 注 退院直後である等の理由により短期間集中的に第3条に規定する指定第1号事業の利用が必要である等、介護予防ケアマネジメントにより当該単位数を超えて当該サービスを利用することが必要であると認められる場合は、6箇月間に限り、1月につき 10,531 単位とすることができる。	事業対象者		5,003 単位 (1月につき) 注 退院直後である等の理由により短期間集中的に第3条に規定する指定第1号事業の利用が必要である等、介護予防ケアマネジメントにより当該単位数を超えて当該サービスを利用することが必要であると認められる場合は、6箇月間に限り、1月につき 10,473 単位とすることができる。
別表第3（第6条関係） 介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数，単価）			別表第3（第6条関係） 介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数，単価）		
介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）	介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）
ケアマネジメントA	431 単位 (1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合には、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施	10.0	ケアマネジメントA	430 単位 (1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合には、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施	10.0



改正後			改正前		
	行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。			行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	
ケアマネジメントC	<u>431 単位</u> (1 月につき) 注 第 3 条に規定する指定第 1 号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。		ケアマネジメントC	<u>430 単位</u> (1 月につき) 注 第 3 条に規定する指定第 1 号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	
略			略		

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。